献血の推進

ここでは、献血推進の実施体制についてお示しします。 厚生労働大臣は、血液法に基づく、血液事業の基本方 針を定めるとともに、その基本方針に基づいて、毎年度、 献血の推進に関する計画(献血推進計画)を定めること としています。

これらの方針・計画の策定にあたっては、あらかじめ 薬事・食品衛生審議会の意見を聴かなければならず、ま た、策定等が行われた場合は遅滞なく公表することとさ れています。

都道府県は、この基本方針及び献血推進計画を受けて、 採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよ う、毎年度、献血の推進に関する計画(都道府県献血推 進計画)を定めるとともに、その策定等を行った場合は、

遅滞なく公表することとされています。

また、採血事業者(日本赤十字社)は、基本方針及び 献血推進計画に基づき、献血受入計画を定め、厚生労働 大臣の認可を受けなければならないとされています。

献血受入計画に関しては、採血事業者は、その策定に あたり都道府県の意見を聴かなければならないとされる とともに、都道府県及び市区町村は、献血受入計画の円 滑な実施を確保するために必要な協力を行うこととなっ ています。

なお、厚生労働大臣は献血受入計画の認可にあたって は、あらかじめ薬事・食品衛生審議会の意見を聴くこと となっています。

○基本方針で定める事項

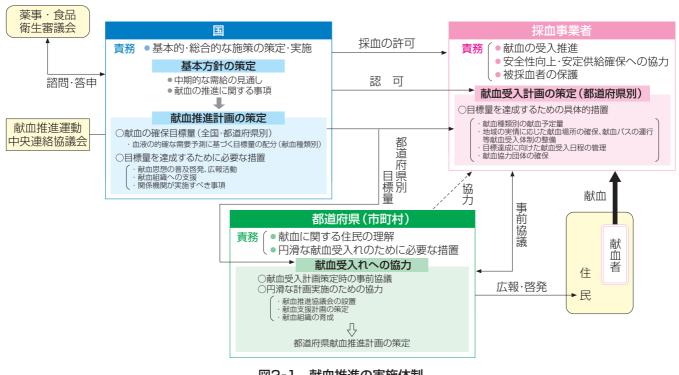
- ①血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方 向
- ②血液製剤(代替性のある医薬品を含む)の中期的な需給の見通し
- ③血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項
- ④献血の推進に関する事項
- ⑤血液製剤の製造及び供給に関する事項
- ⑥血液製剤の安全性の向上に関する事項
- ⑦血液製剤の適正な使用に関する事項
- ⑧その他献血及び血液製剤(代替性のある医薬品を含む)に関する重 要事項

○献血推進計画で定める事項

- ①翌年度に、献血により確保すべき血液の目標量
- ②①の目標量を達成するために必要な措置に関する 事項
- ③その他献血の推進に関する重要事項

○献血受入計画で定める事項

- ①翌年度に、献血により受け入れる血液の目標量
- ②①の目標量を確保するために必要な措置に関する
- ③その他献血の受入れに関する重要事項



献血推進の実施体制 図2-1